

昭和百年の憲法記念日

祖国再生同盟代表・弁護士 木原功仁哉



一月二九日の憲法記念日

去る令和7年11月29日、東京都内で「正統皇室典範及び正統憲法の復原改正を求める国民大集会」（主催：日本の憲法記念日を祝ふ会・共催：木原くにや後援会）を東京都内で開催し、会場・オンライン参加を含め200名余りが参加した。

大日本帝国憲法が施行されたのは明治23年11月29日なので、本来の憲法記念日は11月29日である。巷にいいう憲法記念日（5月3日）は、帝国憲法の改正によつて占領憲法が制定された「憲法改正記念日」である。これを憲法記念日と称すること自体が虚偽であり、GHQによる洗脳なのである。

本年は昭和百年という節目の年である。昭和天皇は、昭和21年年頭の御製に「降り積もるみ雪に耐へて色変

へぬ松ぞ雄々しき人もかくあれ」と詠まれた。GHQにおもねつて変節した政治家・官僚・学者とその後継者たちによつて今の対米属国の日本となつてしまつた中にあつても、昭和天皇の御心に副つて「色変へぬ松」たらんとする志を同じくする者らが、今回の国民大集会に集まつたのである。

国会に対する請願

そして、国会に対して、正統皇室典範・正統憲法の復原改正を求める請願を行うことに決し、鈴木宗男参院議員が参議院議長宛ての請願の紹介議員を引き受けた。ださつた。

鈴木参議は、北方四島の問題などで南出喜久治・祖国再生同盟最高顧問（弁護士）と長年連携してこられ、

その信頼関係から、自民党議員であるにもかかわらず紹介議員として協力いたただけることに、深い感銘を受けている。

請願文書は以下のとおりであり、長文であるがそのまま転載する。

「日本国憲法」（占領憲法）と「皇室典範」（占領典範）に関する請願書

（紹介議員 鈴木宗男）

請願の趣旨

1 日本国憲法であると詐称し続けてゐる占領憲法は、

GHQの軍事占領下で我が国の独立が奪はれた時期に制定されたもので、独立国の憲法として認めることはできません。占領憲法第9条第2項後段の交戦権(right of belligerency)とは、アメリカ合衆国憲法に云ふ戦

争権限（war powers）と同義であつて、宣戦、統帥、停戦、講和といふ一連の戦争行為を行ふことができる権限のことです。ですから、交戦権がないことから戦争状態を終了させる講和行為を行ひえない占領憲法が仮に憲法であれば、我が国はサンフランシスコ講和条

約によつて戦争状態を終結させ独立することができないことになります。そのことからして、我が国は大日本帝国憲法第13条の講和大権によつて戦争状態を終了させて独立を回復したことになるのですから、大日本帝国憲法は現存してゐるのです。

2 つまり、占領憲法は、無効規範の転換理論を定めた大日本帝国憲法第76条第1項により、ポツダム宣言の受諾と降伏文書の調印からサンフランシスコ講和条約に至るまでの一連の講和条約群の一つとして評価されるもので、大日本帝国憲法の下位規範として認められるものです。

3 そして、昭和44年8月1日に岡山県の奈義町議会が「大日本帝国憲法復原決議」を可決したやうに、国家にとつて他国による干渉行為がなされたときは、まづは原状回復をなすべきことが国際的にも普遍の条理であることは云ふまでもありません。

4 北朝鮮に拉致された被害者、ソ連（ロシア）に奪はれた北方領土、韓国に奪はれた竹島について、すべて完全な原状回復を実現することが我が国的基本方針であるとするのであれば、我が国の国法体系について

も同様でなければなりません。

5 ましてや、ご皇室の家法である明治22年に制定された正統なる皇室典範は大日本帝国憲法などと同列の国家の最高規範であるにもかかはらず、これを廃止させた上、占領憲法下で同じ名称を付けた昭和22年の法律である皇室典範（占領典範）は、法令偽装の典型であつて、国民主権の占領憲法により、国民を主人とし天皇を家来とする不敬不遜の極みである皇室弾圧法に他なりません。

6 我々臣民としては、国民主権といふ傲慢な思想を直ちに放棄して、速やかに占領典範と占領憲法の無効を確認を行つて正統典範と正統憲法の現存確認をして原状回復を成し遂げる必要があります。これによつて、拉致問題、領土問題、教育問題、原発問題などについても原状回復による解決が図られ、祖国の再生が実現しうるものと確信し、昭和百年の憲法記念日に以下の事項を請願します。

二 請願事項

1 憲法問題、典範問題、拉致問題、領土問題、教育問題、

ところで、衆議院の請願の紹介議員が当日までに確保できなかつたので、衆議院には紹介議員なしのままで南出顧問が請願する。

請願としては受理されないと通知が当然に来るのでは、議会請願にのみ紹介議員が必要とする制度が法の下の平等を侵害するものとして、訴訟を提起することが予定されている。このような戦いも必要なものである。本件の請願のよう、内容的に紹介議員を確保できない請願があることからすると、国民の請願権（帝国憲法30条、占領憲法16条）を保障するためにも、例えば

当番制の紹介議員の制度にして、当番に当たつた者は紹介議員となる義務があるとして請願権を確保する制度が必要なのである。

ドクター・中松氏の「海軍魂」

来賓挨拶では、長年、南出顧問とともに真正護憲論を唱えて、東京都知事選挙に何度も立候補した中松義郎（ドクター・中松）氏（97歳）が、3年後の100歳にして都知事選への立候補を表明したことに、思わず背筋が伸びる思いであった。

海軍の出身である中松氏は、世界的にも著名な発明家であり、真正護憲論を「憲法学の創造だ」と絶賛したほどであるが、齢100歳になつても真正護憲論を掲げて立候補を決意するのは、中松氏の海軍魂、軍人魂そのものであり、やむにやまれぬ「大和魂」に外ならない。

さらに、平成24年、東京都議会において大日本帝国憲法復原を求める請願採択に賛成した4名の都議のうちの一人である土屋敬之・元都議は、都合により集会には参加できなかつたものの、あらかじめ預かっていた

原発問題などの解決のために必要な国家再生の基軸は、原状回復論でなければならないことを国会議員全員が自覚されることを求めます。

2 占領憲法が憲法としては無効であることを確認し、大日本帝国憲法が現存することの国会決議がなされることがあります。

3 占領典範の無効を確認し、ご皇室の家法である明治典範その他の宮務法体系を復活させ、ご皇室の自治と自律を回復されることを求めます。

た、熱のこもつたメッセージを代読した。土屋元都議は、平成24年6月13日、占領憲法が無効であることにに関する石原慎太郎都知事の見解を都議会の一般質問で求め、石原都知事がそのとおりであるとの答弁を引き出してくれた。我々は、こうした先達の力強い言葉を意気に感じて、祖国再生の一歩を力強く踏み出そうとの思いを新たにした次第である。

我々の運動の当面の目標は、昭和44年8月1日の岡山県奈義町の大日本帝国憲法復原決議（可決）に続く決議を全国の地方議会で行うことであり、そのためには同志の地方議員を増やすことである。

4年後の令和11年は、奈義町決議の60周年となるので、それまでにどこかの地方議会で奈義町決議に続く決議ができるとことを期待するとともに、決議できなくともその提案をし続ける運動が必要である。

その先に政治的な変化が見えてくるはずである。

集会終了後、千代田区・中央区内でデモ行進を行い、銀座周辺では、多くの通行人が私たちの主張に耳を傾けていた。日章旗と旭日旗が堂々と掲げられた行進は、誠に壯觀であった。